

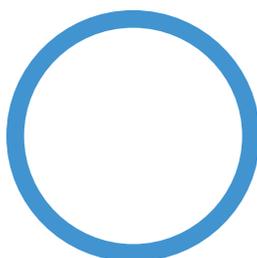
患者友の会への寄附



「A市糖尿病友の会」の寄附依頼が、B市立病院の糖尿病専門医からありました。この会はA市全域の糖尿病患者で組織され、患者により自主的な運営が行われています。また、会則を備え、会費も徴収されています。活動内容は、四半期毎に栄養士等の講師による「勉強会」と「歩く会」等の行事を実施しています。寄附に応じてもよいでしょうか。



回答



寄附に応じても差し支えありません。

設問の「友の会」は、A市全域の糖尿病患者で組織され、患者により自主的な運営が行われています。

また、会則を備え、会費も徴収されていますので、この「友の会」は、医療機関等、および医療担当者等とは別個の、一般の団体と認められます。

従って、この「友の会」に対する寄附金は規約で制限されません。